

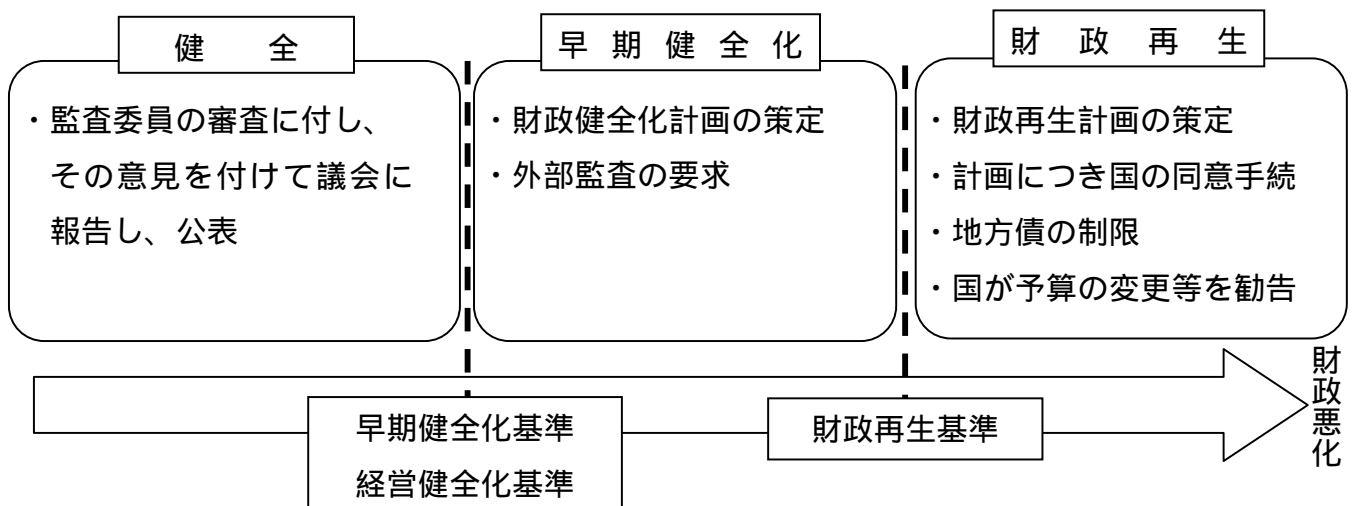
平成24年度 健全化判断比率等

平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、平成25年9月定例会月議会に報告いたしました。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、その概要を説明します。

財政健全化法の概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年6月制定）により、一般会計等における「健全化判断比率」（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び公営企業会計における「資金不足比率」を算出する必要があります。

健全化判断比率においては、4つのうちいずれかが早期健全化基準以上となる場合、財政健全化計画の策定が必要です。また、将来負担比率を除く3つのうちいずれかが財政再生基準以上となる場合、財政再生計画の策定が必要です。資金不足比率においても、同様の対応が求められます。



各指標から見る本県の財政状況について

公債費の実質的な負担を示す「実質公債費比率」は、交付税措置のある有利な県債を活用してきたことなどから、良好な数値となっています。

負債、資産面などのストックに着目した指標である「将来負担比率」についても、交付税措置のある有利な県債などを活用してきたことや、基金保有額が多いことなどから良好な数値となっています。

本県では、実質的な公債費負担や将来的な財政負担の面から、早期健全化団体などに陥ることは当面想定されませんが、地方交付税が大幅に削減された場合等に大きな影響を受ける実質赤字比率及び連結実質赤字比率の動向には十分注意しながら、財政の健全性の維持に努めてまいります。

【健全化判断比率】

項目	24年度	早期健全化基準(%)	財政再生基準(%)	説明
実質赤字比率	-	3.75	5.00	一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する割合 (算式) $\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$ 一般会計等の黒字額 610百万円
連結実質赤字比率	-	8.75	15.00	交通、港湾等の公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字比率 (算式) $\frac{\text{全会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$ 各会計の黒字額 一般会計等 610百万円 交通事業会計 474百万円 港湾整備事業会計 5,763百万円 長崎魚市場特別会計 0.07百万円 流域下水道特別会計 726百万円 港湾施設整備特別会計 3,664百万円
実質公債費比率	14.3	25.0	35.0	公債費相当額に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合 (算式) $\frac{\text{地方債の元利償還金等} - \text{交付税算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入額}} \times 100$ の3カ年の平均値
将来負担比率	192.1	400.0		一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合 (算式) $\frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入額}} \times 100$ 将来負担額：地方債現在高、退職手当負担見込額、債務負担行為に基づく支出予定額、公社・第三セクターの負債額等負担見込額等

実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字の場合、数値なしとなる。

【資金不足比率】

項目	24年度	経営健全化基準(%)	説明
資金不足比率			
交通事業会計	-	20.0	公営企業毎の資金不足額の事業規模に対する割合 (算式) $\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$ 各会計の資金剰余額は、連結実質赤字比率の説明欄中、各会計の黒字額と同額
港湾整備事業会計	-		
長崎魚市場特別会計	-		
流域下水道特別会計	-		
港湾施設整備特別会計	-		

資金の不足がない場合、数値なしとなる。